

○前橋市 移住支援金

世帯 100万

単身 60万

★世帯要件で 18 歳未満のお子様同伴で移住した場合、お子様 1 人あたり 100 万円加算となります。

○予算額に達した時点で受付を締め切ります。

移住支援金の申請を考えている方は、転入後速やかにご連絡ください！

○窓口での申請は事前予約制となりますので、事前にお電話等でご連絡ください

○交付要件や、手続き方法など、詳しくは HP をご確認ください



【前橋市ホームページ】

【対象者】 次の(1)(2)いずれも該当する方が対象となります。

(1) 次の①②の『すべて』に該当

① 住民票を移す直前の 10 年のうち、通算 5 年以上、

東京 23 区に在住していた方、または 東京圏※1(条件不利地域※2 を除く)に在住し
東京 23 区に通勤※3 していた方

② 住民票を移す直前に、連続して 1 年以上、

東京 23 区に在住していた方、または 東京圏※1(条件不利地域※2 を除く)に在住し
東京 23 区に通勤※3 していた方

※東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京 23 区内の大学等

(大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校等の高等教育機関) へ通学し、

東京 23 区内の企業等へ就職した者については、通学期間も上記 (1)、(2) の対象期間と
することができる。

(2) 次①～⑤の『いずれか』に該当

① 【就業（一般）】 群馬県のマッチングサイトに移住支援金の対象として掲載する求人に
新規就業した方

② 【就業（専門人材）】 プロフェッショナル人材支援事業または先導的人材マッチング支援
事業を利用して移住および就業した方

③ 【テレワーク】 自己の意思による移住し、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を
引き続き行う方

④ 【関係人口】 関係人口要件については、チラシ裏面をご確認ください。

⑤ 【起業】 群馬県の事業による起業支援金の交付決定を受けた方

※1 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

※2 条件不利地域 HP でご案内しております。

※3 通勤 雇用者としての通勤は、雇用保険の被保険者としての通勤に限る

前橋市 広報ブランド戦略課 シティプロモーション係

〒371-8601 群馬県前橋市大手町二丁目12番1号（前橋市役所庁舎6階）

電話番号：027-898-6971 e-mail : koho@city.maebashi.gunma.jp

※オモテ面補足

(2)④【関係人口】の要件の詳細

転入日によって対象要件が異なりますので、以下をご確認ください。

① 令和7年4月1日以降に転入した場合

以下の【支給対象者要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保要件】のいずれかに該当する方

【支給対象者の要件】

- ア 本市に居住歴がある者
- イ 本市に親族が居住している者
- ウ 本市に通勤歴・通学歴がある者
- エ 本市へのふるさと納税を直近5年間のうち2年以上している者

【地域の担い手確保の要件】

- ア 本市の農林水産業に就業する者
- イ 家業等へ就業する者
- ウ 前橋市創業サポート総合制度の利用対象通知を受けた者
- エ まちなか開業支援補助金の交付決定を受けた者
- オ 自治体や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に参加し、移住後も継続する意向がある者

② 令和7年3月31日以前に転入した場合

以下のいずれかに該当する方

- ア 本市に居住歴がある方
- イ 本市に親族が居住している方
- ウ 本市に本店又は支店が存する企業等に勤務している方
- エ 本市に通勤歴・通学歴がある方